

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【小倉北区役所まちづくり整備課】2
- 北九州広域都市計画臨港地区の変更【建築都市局計画部都市計画課】3
- 北九州広域都市計画用途地域の変更【建築都市局計画部都市計画課】4
- 北九州広域都市計画道路の変更【建築都市局計画部都市交通政策課】5

◇ 上下水道局

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【上下水道局下水道部施設課】7

北九州市告示第472号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立三萩野公園駐車施設における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成29年12月22日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
トステム株式会社北九州支社	北九州市戸畑区川代二丁目1番2号	平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

北九州市告示第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年12月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

臨港地区

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
門司区	旧門司二丁目の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第474号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年12月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

用途地域

2 都市計画の変更に係る土地の区域

区	区域
小倉南区	蜷田若園一丁目及び蜷田若園二丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市計画課

北九州市告示第475号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州広域都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により同法第14条第1項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年12月22日

北九州市長 北 橋 健 治

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 3・1・44-5号 8号線

廃止する部分 北九州市小倉南区北方二丁目、北方三丁目及び蜷田若園一丁目の各一部

(2) 3・2・44-6号 5号線

廃止する部分 北九州市小倉南区上吉田一丁目、上吉田二丁目、沼本町一丁目、沼緑町一丁目及び沼緑町五丁目の各一部

(3) 3・2・44-10号 9号線

廃止する部分 北九州市小倉南区蒲生二丁目の一部

(4) 3・2・44-12号 黒原飛行場線

廃止する部分 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目の一部及び小倉南区湯川五丁目の一部

(5) 3・3・44-23号 沼吉田線

廃止する部分 北九州市小倉南区沼本町一丁目、沼本町四丁目、沼南町二丁目、中吉田二丁目及び大字吉田の各一部

(6) 3・3・44-40号 蜷田若園企救丘線（旧湯川東谷線）

廃止する部分 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目の一部並びに小倉南区東水町、湯川新町一丁目、蜷田若園一丁目、蜷田若園二丁目、蜷田若園三丁目及び下石田三丁目の各一部

(7) 3・3・44-44号 小倉日田線

廃止する部分 北九州市小倉南区北方二丁目及び北方四丁目の各一部

(8) 3・3・44-45号 北方西線

廃止する部分 北九州市小倉南区南丘一丁目、南丘二丁目及び北方三丁目の各一部

(9) 3・4・44-64号 城野湯川線

廃止する部分 北九州市小倉北区霧ヶ丘三丁目の一部

(10) 3・3・44-77号 横代線(旧3・4・44-77号 寺迫横代線)

廃止する部分 北九州市小倉南区沼緑町一丁目、沼緑町二丁目、沼緑町三丁目、沼緑町五丁目、葛原本町二丁目、葛原本町三丁目、葛原本町四丁目、葛原本町五丁目、葛原二丁目、葛原三丁目、葛原四丁目、湯川四丁目及び湯川五丁目の各一部

(11) 3・4・44-78号 蒲生線

廃止する部分 北九州市小倉北区今町二丁目、今町三丁目、南丘一丁目及び南丘二丁目の各一部並びに小倉南区蒲生一丁目及び蒲生二丁目の各一部

(12) 3・4・44-97号 植松吉田線

廃止する部分 北九州市小倉南区大字吉田、上吉田一丁目、上吉田二丁目、上吉田三丁目、上吉田四丁目、上吉田六丁目、中吉田三丁目、中吉田四丁目、中吉田五丁目及び中吉田六丁目の各一部

(13) 3・4・44-99号 北方石田線

廃止する部分 北九州市小倉南区横代東町四丁目、横代北町四丁目、上石田三丁目、下石田二丁目、下石田三丁目、葉山町一丁目、北方四丁目、北方五丁目、日の出町一丁目及び日の出町二丁目の各一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市建築都市局計画部都市交通政策課

北九州市上下水道局公告第174号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市上下水道局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年北九州市水道局管理規程第6号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第5条第1項の規定により読み替える北九州市契約規則（昭和39年北九州市規則第25号。以下「契約規則」という。）第4条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成29年12月22日

北九州市上下水道局長 有田 仁志

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

日明浄化センター汚泥搬出業務委託 一式

(2) 履行の内容等 仕様書に定めるとおり

(3) 履行期間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所 北九州市上下水道局長の指示する場所

(5) 入札方法 脱水ケーキ及び洗砂の予定数量に、それぞれ1トン当たりの単価を掛けた総価により行う。ただし、契約は、落札金額の1トン当たりの価格による単価契約とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市上下水道局物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規程（平成7年北九州市水道局管理規程第2号）第2条において準用する北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（品目：汚泥）の福岡県知事の許可を受けた者であること。

(4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、平成30年1月12日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに平成29年12月29日から平成30年1月3日までの日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市上下水道局下水道部施設課

イ 日時 公告の日から平成30年2月2日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分まで。

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 北九州市上下水道局ホームページ入札・契約情報（http://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/menu02_0001.html）又は前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会 入札説明会を行わないものとする。

(4) 競争参加の申出書の提出

ア 郵送による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年1月12日午後5時までに必着のこと。

イ 持参による場合の競争参加申出書の受領期限 第1号アの場所に公告の日から平成30年1月12日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時30分までに提出のこと。

(5) 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、平成30年2月1日午後5時までに必着のこと。

(6) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区大手町1番1号

小倉北区役所庁舎西棟地下2階第一入札室

イ 日時 平成30年2月2日午後1時30分

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、北九州市上下水道局契約規程（昭和39年北九州市水道局管理規程第25号。以下「契約規程」という。）において準用する契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
 - イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規程において準用する契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

 - ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
 - ウ 契約規程において準用する契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札
- (4) 落札者の決定方法 契約規程において準用する契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (7) この公告に係る契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更し又は解除することができるものとする。
- (8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市上下水道局下水道部施設課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

電話 093-582-2485

6 Summary

- (1) Nature of service to be procured
Commissioned service for collection of sewage sludge of Hiagari
Treatment Plant
- (2) Deadline of Tender(by hand)
1:30p.m., February 2, 2018
- (3) Deadline of Tender(by mail)
5:00p.m., February 1, 2018
- (4) For further information, please contact:
Facilities Construction Division,
Sewer System Department, Water and Sewer Bureau,
City of Kitakyushu